

新潟市マイナンバーカード郵送交付希望者向けキャンペーン実施要領

(キャンペーンの趣旨)

第1条 新潟市(以下「本市」という。)のマイナンバーカード(以下「カード」という。)普及率は31.2%(令和3年9月末現在)であり、全国平均(38.4%)・政令市平均(40.4%)を大きく下回っている状況にある。また本市におけるカードの交付方法は窓口交付(交付時来庁方式)が主流であり、常時窓口が混雑する等の問題が発生している。このキャンペーンはカードの普及促進、郵送交付(申請時来庁方式)利用者の拡大を主目的として、本市主催で実施するものである。

(キャンペーンの対象者)

第2条 本キャンペーンの対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和3年12月6日から令和5年3月17日までの間に、各区役所で実施する「申請補助サービス」を利用のうえカードを新規に申請し、かつ、カードの受取方法を郵送による方法を希望した、本市に住民登録している者(申請時点で登録されている者。以下同じ。)
 - (2) 令和3年12月6日から令和5年3月17日までの間に、市民生活部市民生活課が実施する「出張申請受付サービス」(同期間中に他市町村が提供する同種のサービスのうち、同期間内に当該市町村から本市に対してカードの郵送交付希望者を通知することにより本市が郵送交付希望者を把握できる場合は、そのサービスを含む。)を利用のうえカードを新規に申請した、本市に住民登録している者
- 2 本キャンペーンで予定されている予算の上限に達する場合は、前項の規定にかかわらず、本キャンペーンを早期に終了する。

(贈呈品)

第3条 第2条第1項に該当する者に対し、本市は協同組合NICE新潟(住所:新潟市中央区沼垂東3丁目1番10号 だいし開発ビル3階)が発行する「新潟市・佐渡市共通商品券」を贈呈する。

- 2 贈呈品の数量は、第2条第1項に該当する者1名につき、1,000円券1枚とする。

(贈呈の方法)

第4条 前条に示す贈呈品は、原則として完成したカードを郵送する際に同封する方法により贈呈する。

- 2 カードを受領しないまま当該カードの本市保管期限が到来した場合は、第2条第1項の規定にかかわらずキャンペーンの対象者から除外する。
- 3 カード申請後に住民票が消除されるなど、受領前のカードが失効した場合は、第2条第1項の規定にかかわらずキャンペーンの対象者から除外する。
- 4 第4条第2項及び第3項の規定に該当する者に係る贈呈品の権利は、本市に帰属する。

(贈呈品の交換等の制限)

第5条 第3条に規定する贈呈品は、本市に重過失がある場合を除き、別の未使用券への交換等は一切行わない。

(本キャンペーンの事務局)

第6条 本キャンペーンを実施する事務局は、市民生活部市民生活課に置く。

(定めのない事項)

第7条 本要領に定めのない事項は、市民生活部長が別に定めるものとする。

附則

この要領は令和3年12月5日から施行し、令和4年5月31日限り、その効力を失う。

附則

この要領は令和4年1月17日から施行し、令和4年5月31日限り、その効力を失う。

附則

この要領は令和4年4月1日から施行し、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

附則

この要領は令和5年3月31日から施行する。